

平成31年度

八重瀬町公共施設の民間提案制度に関する実施要項

八重瀬町

1. 現状と課題

八重瀬町は、平成18年の旧東風平町と旧具志頭村との合併以来、多くの公共施設を有しており、管理運営に多額の経費を要しています。これまで、公共施設の管理経費については経費節減に努め、年々削減を行ってきましたが、利用者が快適に利用できる状態を保ちながらの経費節減には限界があります。また、本町が所有する土地及び建物（以下「町有資産」という。）についても未利用地が多く、有効活用が十分にされていない状況にあります。

今後は、「第3次八重瀬町行政改革大綱」に基づき、個々の施設は抜本的な管理形態の見直しや統合などによる施設の適正配置、未利用地の処分（売却、賃貸借、利活用等）に着手し、民間活力を一層活用した、より効果的・効率的な施設運営による財源の確保、財政負担の軽減を図りながら、町民ニーズへの適切な対応、効率的・効果的な行政サービスの提供を行う必要があります。

2. 民間事業者提案制度

公共施設の管理形態の見直しや統合などによる施設の適正配置、未利用地の有効活用をより一層推進するには、民間事業者の能力やノウハウを活用することが必要と考えます。そこで本町では、公共施設等町有資産の活用を図る提案を幅広く募集する仕組みとして、「八重瀬町 公共施設等民間提案制度（以下「提案制度」という。）を導入します。この制度による目的・効果は次のとおりです。

（1）町有資産の有効活用

未利用となっている町有資産を民間事業者の能力やノウハウを活かし、さらなる利活用が期待できる町有資産の有効活用を図ります。

（2）公共サービスの向上

民間の能力やノウハウ、資金や技術を最大限に活用することにより、施設やその環境の特性を活かした充実した施設運営や、機能性の高い魅力ある施設の整備等を実現することで、公共サービスの向上を図ります。

（3）財源の確保・財政負担の軽減

民間資金や技術等を活用することで、施設整備にかかる費用と施設運営にかかる費用の両面から、施設のライフサイクルコストを縮減し町の財政負担の軽減を図ります。

町有資産の有効活用により、貸付による賃料の収入や、維持管理費などのコスト削減など、新たな財源確保や財政負担の軽減を図ります。

（4）地域経済の活性化

民間事業者の幅広い参入を促し、民間の新たな事業機会を創出するほか、民間投資を喚起することにより、地域経済の活性化を図ります。

3. 提案者の要件

提案者は自ら提案した内容を的確に遂行する企画力、技術力、資金力、経営能力等を有しているとともに、前項に掲げる目的を達成する意思を持つ民間企業、NPO法人等の法人、任意団体（以下「民間事業者等」という。）とし、個人は除きます。

4. 民間提案制度の実施概要

民間提案制度は、次のとおり実施します。

（１）提案事業リストの公表

町は、公共施設等民間提案に関する事業について、事業の提案を募集する旨や実施要領、提案事業リスト（事業の概要、コスト、実施状況等）を掲載したリストを作成し町ホームページ等で公表します。

（２）民間事業者等から提案

提案を希望する民間事業者等は、提案事業リストに掲載された事業等について、「町民サービスの向上」「行財政運営の効率化」「コスト縮減・平準化」「地域経済の活性化」などに繋がる提案（以下「民間提案」という。）を行います。

（４）民間提案の採否決定と公表

町は、民間提案の採否を決定し、民間提案を採用し事業化を進めるものは事業計画を、採用しないものはその理由を明らかにし公表します。

なお、民間提案の採否の区分は次のとおりとなります。

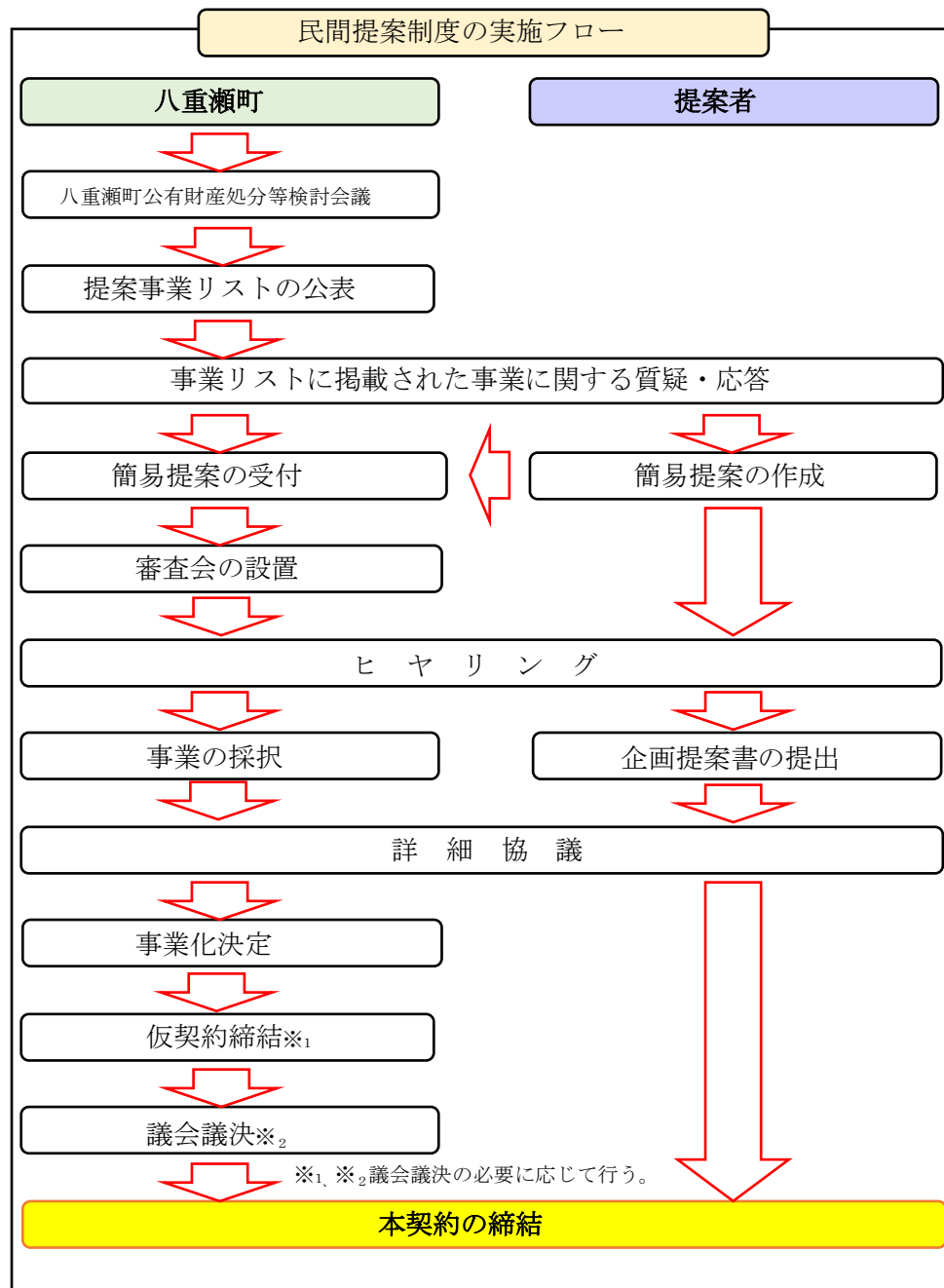
- ①採用（一部採用）：民間提案を採用し、事業化を進めると判断した場合
- ②継続協議：事業化の可能性はあるが、課題等の整理が必要な場合
- ③不採用：事業化に適さないと判断した場合

（５）事業化・契約締結までの手続き

①採用された提案事業の提案者は、交渉権者となり契約を締結するまでの諸条件について、町と詳細協議を進めます。なお、この際の協議は、企画提案書の範囲内で行うものとし、協議が整わない場合は事業化されません。

②予算措置や議会議決が必要な場合は、協議が整った後に事業実施者として本町と仮契約（随意契約）を締結し、町議会の議決を経た後に本契約を締結します。

5. 実施スケジュール



6. 事務局

本制度に関する事務局は、次のとおりです。

所在地：901-0492 八重瀬町字東風平 1188 番地

担当窓口：八重瀬町役場 2 階 財政課 管財係

電話番号：098-998-2668

Eメール：zaisei@town.yaese.lg.jp

平成31年度民間提案制度募集要項

1. 提案事業リスト（提案募集の対象事業）

No.	事業名	事業内容	事業化の条件等
31-1	屋宜原町有地有効活用事業	屋宜原区画整理地内にある町有地の有効活用に関して自由な提案を募集し、採用された案の事業化を図る。	・町に費用負担が生じないこと。 ・町民の福祉を向上させる施設を含む事業であること。 ・土地については有償貸与とし定期借地契約を締結する。
31-2	町営プール民営化事業	町営プールの敷地を活用して、民営化による運営を行う。	・町に費用負担が生じないこと。 ・本町が行っている水泳教室等の事業及び町民サービスを継承する。 ・土地については有償貸与とする。 ・建物については無償貸与とする。 ・屋外プールを改築し、通年利用のため温水プールとする。

2. 提案者の要件

提案者は、県内に本社又は事業所を有し、自ら提案した内容を的確に遂行する企画力、技術力、資金力、経営能力等を有しているとともに、前項に掲げる目的を達成する意思を持つ民間企業、NPO法人等の法人、任意団体（以下「民間事業者等」という。）とし、個人は除き、次の欠格要件に該当しない者とします。

（1）欠格要件

- ① 「地方自治法施行令」第167条の4の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由など）に該当する者
- ② 次の申立てがなされている者
 - a 「破産法」第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - b 「会社更生法」第17条に基づく更生手続開始の申立て

- c 「民事再生法」第21条の規定による再生手続の申立て
- ③ 「八重瀬町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条の規定に基づき、現に指名停止措置を受けている者
- ④ 当該提案者に係る税に滞納がある者
- ⑤ 次に該当する者
 - a 役員等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
 - b 暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - c 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - d 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - e 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

3. 実施スケジュール及び応募方法

（1） 実施スケジュール

内 容	実 施 時 期
提案事業リストの公表	平成31年4月1日（金）
制度及び事業に関する質問受付	平成31年4月1日（月）～4月26日（金）
簡易提案書の受付期間	平成31年4月1日（月）～4月26日（金）
ヒアリング	平成31年4月中旬 ～ 5月上旬頃
提案事業の採択決定	平成31年5月中旬頃
企画提案書の提出期限	平成31年5月中旬頃
詳細協議	平成31年5月下旬頃
事業化の決定	平成31年5月下旬頃

※応募多数の場合はスケジュールが遅れる可能性があります。

（２）質問受付及び回答

①質問方法

質問書（「制度に関する質問」は様式第１号、「事業に関する質問」は様式第２号）に質問内容を記載し、電子メールにより提出すること。※電子メール送信後、担当者まで電話連絡し、受信の確認をお願いします。

②受付期間

平成３１年４月１日（月）～４月２６日（金）までの午前９時から午後５時まで。（ただし、土日・祝祭日を除く。）

③回答方法

「制度に関する質問」に対する回答は、本町ホームページで順次公表します。なお、「事業に関する質問」に対する回答は、提案内容に関わる事項に及ぶことから、質問者個別に回答します。

④質問書提出先メールアドレス

メールアドレス：zaisei@town.yaese.lg.jp

電話：098-998-2668 担当者：八重瀬町役場 財政課 管財係

（３）簡易提案書等の書類提出

提案団体調書（様式第３号）、誓約書（様式第４号）、簡易提案書（様式第５号）、提案団体状況表（様式第６号）及び関連事業実績一覧表（様式第７号※任意提出）に必要な事項を記載し、必要に応じて関連資料も併せて各１部を次の方法により提出してください。

① 受付期間

平成３１年４月１日（金）から平成３１年４月２６日（金）までの午前９時から午後５時まで。（ただし、土日・祝祭日を除く。）

②提出方法及び提出先

ア. 提出方法

郵送又は直接持参とします。おな、郵送の場合は、受取り日時及び配達されたことが証明できる方法によるものとし、提出期間中に到着したものに限り受付します。

イ. 提出先

〒901-0492

沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平1188番地

八重瀬町役場 財政課 管財係 宛

4. 提案事業の採否

(1) ヒアリングの実施

提案事業の採否については、本町が設置する審査会において提案書やヒアリングを基に審査し決定します。なお、ヒアリングの日程等については別途通知します。

(2) 審査の視点

実現性	・事業を安全・安定的に実施できる体制や能力（人的能力、資金力、技術力、信用等）を有しているか。 ・リスク等に対応できる実施体制・組織体制が整備されているか。 ・法令による制約等に対応した実現可能な内容か。
有益性	・これまでより、質の高い行政サービスが提供されるか。 ・地域ニーズに応じた事業展開ができ、地域雇用、地域経済の活性化が図れるか。
妥当性	・民間活力導入目的等を十分考慮した内容による発案・提案か。 ・当該事業に関する現状と課題を把握した発案・提案か。

(3) 提案事業の採否決定と公表

本町は、民間提案の採否を決定し、民間提案を採用し事業化を進めるものは事業計画を、採用しないものはその理由を明らかにし、町のホームページ等で公表します。

なお、民間提案の採否の区分は次のとおりとなります。

- ①採用（一部採用）：民間提案を採用し、事業化を進めると判断した場合
- ②継続協議：事業化の可能性はあるが、課題等の整理が必要な場合
- ③不採用：事業化に適さないと判断した場合

5. 事業化までの手続き

採用された提案事業の事業化や契約締結までの手続きについては、次の手順で行います。

(1) 書類提出

採用された提案事業の提案者は、次の①から③までの書類を各々2部（正本1部、副本1部）、④を8部（正本1部、副本7部）提出してください。なお、提出時期等は別途通知します。※副本はコピー可

- ①法人登記事項証明書又は登記事項証明書に準ずる書類
- ②構成員、責任の範囲を定めた協定書等（任意様式）※共同事業体の場合
- ③提案事業の実施に必要な技術者等の資格証明書※必要に応じて提出

③ 企画提案書（任意様式）

簡易提案書に応じた提案内容及びヒアリングで確認した事項等を基に、事業の実施方法、事業スケジュール、経費計画及び事業実施体制等の内容を記載したもの

（２）事業化・契約締結までの手続き

- ①採用された提案事業の提案者は、交渉権者となり契約を締結するまでの諸条件について、町と詳細協議を進めます。なお、この際の協議は、企画提案書の範囲内で行うものとし、協議が整わない場合は事業化されません。
- ① 予算措置や議会議決が必要な場合は、協議が整った後に事業実施者として本町と仮契約（随意契約）を締結し、町議会の議決を経た後に本契約を締結します。

6. 留意事項

（１）費用負担

提案に関する全ての資料の作成・提出・協議等にかかる費用については、提案者の負担とします。

（２）提出書類の取扱い

提出書類の著作権は、提案者に帰属しますが、提出書類は返却しません。また、提案者は、町が設置する審査会や事業化の検討における提出書類の利用、事業名称や概略等の公表に同意することとします。ただし、提案者の独自のノウハウ等が含まれている内容については、公表の対象としません。

（３）特許権等の侵害防止

提案者は、提出書類が第三者の有する特許権等を侵害するものでないことを本町に対して保証することとします。提案者は、提出書類が第三者の特許権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、提案者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとします。

（４）情報公開

八重瀬町情報公開条例に基づき、情報公開請求により一部又は全部を公開することがあります。

（５）提案者の失格

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ①本要項に定める手続きを遵守しない場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合

（６）提案の辞退

提案を辞退する場合は、辞退届書（様式第８号）を提出すること。

（７）不測の事態への対応

本要項に記載されていない事項及び想定されない事態が発生した場合には、本町と別途協議を行うものとします。

提案のための公開資料（31－1）

所在地		八重瀬町字屋宜原				
内訳・面積		従前地番		換地先		面積
		伊覇 305 番 3	屋宜原 146 番 5	街区	画地	1787.43 m ²
		伊覇 306 番 8	屋宜原 189 番 2	20	1	
		伊覇 306 番 9	屋宜原 205 番 2			
		伊覇 306 番 10	屋宜原 208 番 2			
		伊覇 306 番 11	屋宜原 214 番 1			
道路等		接面道路：屋宜原幹線 1 号				
法令に基づく制限	都市計画法・建築基準法その他の制限等	都市計画区域	市街化区域			
		用途地域	第 1 種住居地域	約 817 m ²		
			第 1 種低層住居専用地域	約 960 m ²		
		建ぺい率	第 1 種住居地域	60%		
			第 1 種低層住居専用地域	50%		
		容積率	第 1 種住居地域	200%		
			第 1 種低層住居専用地域	150%		
一筆の土地につき 2 つの用途地域が指定されています。 「屋宜原地区地区計画」の区域内です。土地利用には他にも制限があります。						

・周辺図



その他、提案に必要な資料について

その他、提案に必要な資料閲覧や現場確認等を希望する場合は、事前にご相談ください。
ご希望に添えかねる場合もございますので、予めご了承ください。

提案のための公開資料 (31-2)

1. 現状 (設置運営状況、施設状況)

(1) 施設の状況

① 名 称 : 八重瀬町営プール(50mプール (7 コース) 25m プール (6 コース)、徒歩プール、管理棟、機械室)

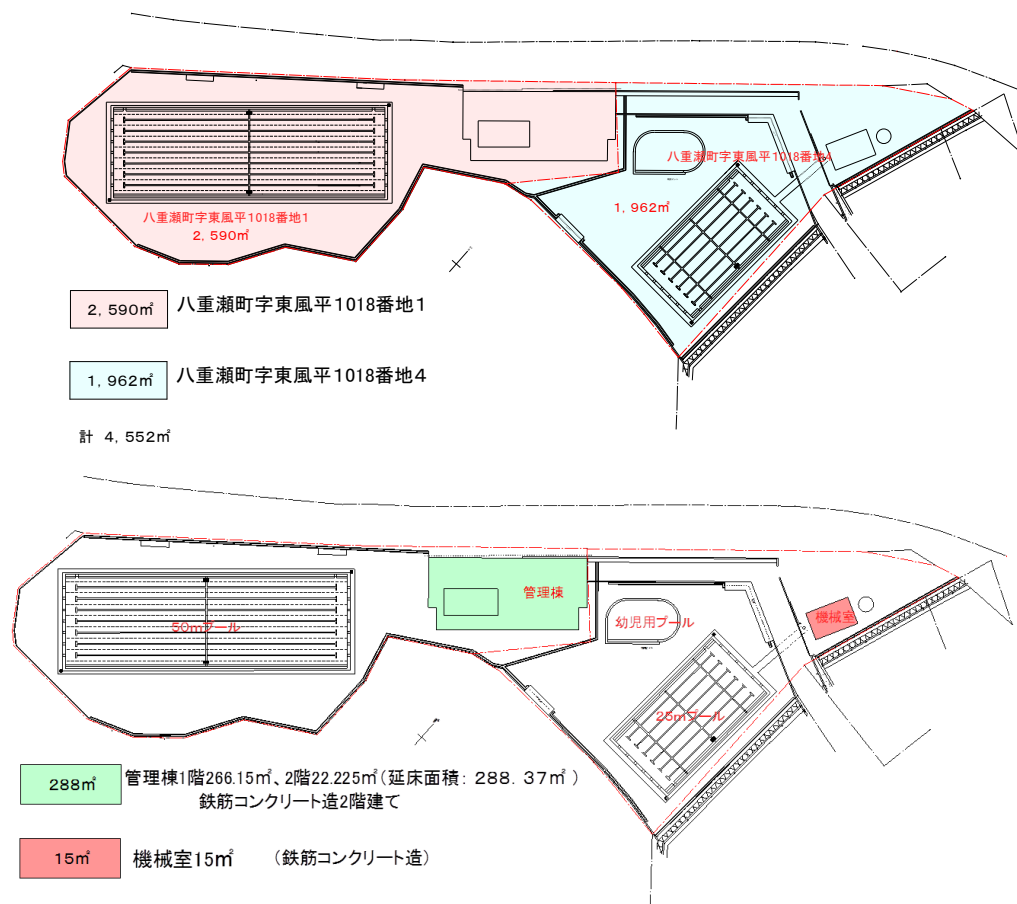
② 所 在 地 : 沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平 1 018 番地 1、1018 番地 4

③ 敷地面積 : 4, 5 5 2 m² (2 5 mプール 325 m²、徒歩プール 79. 59 m²、機械室 15 m²、その他 1542. 41 m²)

① 建物構造 : 鉄筋コンクリート造 2 階建て (管理棟 1 階 266 m²、2 階 22 m²)

② 延床面積 : 2 8 8 . 3 7 m²

③ 建 築 年 : 3 7 年



2. 運営時期及び時間

(3) 利用料金

利用目的	利 用 方 法			使用料
個人利用	町 内	高校生以上	2 時間	200 円
		中学生以下		100 円
	町 外	高校生以上		400 円
		中学生以下		200 円
団体利用	50mプール		2 時間	5, 000 円
大会等の利用	町 内	50mプール	1 時間	2, 000 円
	町 外			4, 000 円
1. 団体利用、大会等の利用は、スポーツ振興課へ申請を行うこと。(使用料の支払を含む)				
2. 引率者（保護者）は無料とする。				

(4) プール収入（利用料金）、支出（運営費）、差引（赤字額）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
収 入	752,600 円	812,900 円	936,700 円	943,800 円	1,034,500 円
支 出	7,810,314 円	9,318,538 円	8,722,998 円	8,617,384 円	8,784,523 円
差 引	-7,057,714 円	-8,505,638 円	-7,786,298 円	-7,673,584 円	-7,750,023 円

(5) プール利用者数

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計	5,425 人	6,721 人	7,505 人	7,638 人	8,723 人

(6) 支出（運営費）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	備 考
賃金	3,589,500 円	4,398,750 円	4,598,880 円	4,727,580 円	4,445,220 円	
光熱費	2,757,044 円	2,745,721 円	2,729,400 円	2,524,382 円	2,722,931 円	電気、水道
薬品費	834,435 円	773,064 円	662,256 円	635,688 円	884,844 円	
役務費	279,955 円	297,882 円	303,162 円	300,434 円	298,448 円	電話代、水質検査
修繕費	190,050 円	810,980 円	196,020 円	196,020 円	189,000 円	
委託料	36,900 円	37,954 円	54,000 円	54,000 円	64,800 円	浄化槽管理委託料
機械使用料	122,430 円	254,187 円	179,280 円	179,280 円	179,280 円	高圧洗浄機
合計	7,810,314 円	9,318,538 円	8,722,998 円	8,617,384 円	8,784,523 円	

3) その他、提案に必要な資料について

その他、提案に必要な資料閲覧や現場確認等を希望する場合は、事前にご相談ください。

ご希望に添えかねる場合もございますので、予めご了承ください。